

重要事項説明書

事業所名 : けいあいクリニック デイ・ケア
(指定介護予防リハビリテーション含む)

所在地 : 福岡県宮若市宮田 4795 番地 けいあいクリニック内
介護保険事業者番号 : 4075500779
管理者 : 谷口 直之
利用者定員(1日) : 20名 (1単位)

(事業の目的)

通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)は、要介護状態(介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援状態)と認定された利用者(以下「利用者」という。)に対し、介護保険法令の趣旨に従つて、通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

(運営の方針)

当事業所では、通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なりハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう在宅ケアの支援に努める。

2 当事業所では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行なわない。

3 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

4 当事業所では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者(介護予防支援事業者)、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。

5 当事業所では、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。

6 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。

7 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当事業所が得た利用者の個人情報については、当事業所での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

8 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供にあたっては、介護保険法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

（重要事項の概要）

- 一、 要支援状態又は要介護状態の被保険者に依頼を受け、指定通所リハビリテーション介護予防通所リハビリテーション（以下、「指定通所リハビリテーション」という。）のサービスを提供します。
- 一、 人員は、医師 1 名、理学療法士 1 名、看護職員 1 名、介護職員 1 名以上それぞれ勤務します。
- 一、 前条に定める当事業所職員の職務内容は、次のとおりとする。
 - （1） 管理者は、当事業所に携わる従業員の総括管理、指導を行う。
 - （2） 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
 - （3） 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、利用者の通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づく看護を行う。
 - （4） 介護職員は、利用者の通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づく介護を行う。
 - （5） 理学療法士・作業療法士等は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。
- 一、 営業日は月曜日から土曜日までとし、日曜、祝祭日及び 8 月 13 日から 8 月 15 日までと年末年始 12 月 30 日から 1 月 3 日まではお休みとします。
- 一、 サービス提供時間は午前 9 時 30 分から午後 3 時 30 分 までとします。
- 一、 利用料は厚生大臣が定める基準によるものとし、該当通所リハビリテーションサービスが法定代理受領サービスであるときは、その 1 割の額となります。利用料の詳細は、別途料金表に掲示します。
- 一、 利用者は、提供した通所サービスに苦情がある場合には、事業者、市町村又は国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申し立て又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に必要な対応を行います。

- 一、 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。
- 一、 ・当事業所利用中の食事は、特段の事情がない限り事業所の提供する食事を摂取いただくこととする。食費は利用料として規定されるものであるが、同時に、事業所は規定に基づき利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委任いただくこととする。

苦情窓口

（苦情相談担当者 信末 愛）

TEL 0949-32-0323 FAX 0949-33-3169 苦情の内容によっては、

（国民健康保険団体連合会や市町村等に報告を行います。）

・福岡県国民健康保険団体連合会 介護サービス相談窓口

〒812-8521 福岡市博多区吉塚本町13-47 TEL 092-642-7859 FAX 092-642-7857

・介護保険広域連合鞍手支部

〒823-0003 宮若市宮田68-5 TEL 0949-34-5046 FAX 0949-34-5047

・宮若市役所 高齢者福祉係

〒823-0011 宮若市宮田29-1 TEL 0949-32-0515 FAX 0949-32-9430

・鞍手町役場 高齢者支援係

〒807-1392 鞍手郡鞍手町小牧2080番地2 TEL 0949-42-2116 FAX 0949-42-5693

・直方市役所 保険課

〒822-8501 直方市殿町7-1 TEL 0949-25-2116 FAX 0949-24-7320

・飯塚市役所 高齢介護課指導・給付係

〒820-8501 飯塚市新立岩5-5 TEL 0948-22-5500 FAX 0948-25-6214

- 一、 通常の送迎の実施地域を以下のとおりとする。宮若市、直方市、飯塚市、鞍手町、小竹町
- 一、 事業者は、通所サービスの実施にあたり事故が発生し損害が生じた場合には、その損害を賠償します。ただし自らの責めに帰すべき事由によらない場合には、この限りではありません。なお前項の履行を確保するため事業者は、損害賠償保険に加入します。
- 一、 事業者は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、利用者又は家族の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
- 一、 介護サービス情報の公表について

この度、介護保険事業者を御利用者及び家族が選択・検討するにあたって情報の入手が円滑に出来る様、介護サービス情報の公表が平成 21 年 4 月より下記の機関より公表されます。

一、 サービス契約の終了について

事業者は、次に掲げるいずれかの場合には、サービス契約を解除することができる。

① 職員に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）

例：コップを投げつける／蹴る／唾を吐く

② 職員に対する精神的暴力（個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）

例：大声を発する／怒鳴る／特定の職員に嫌がらせをする／「この程度できて当然」と理不尽なサービスを要求する

③ 利用者又は利用者の家族等からの職員に対する身体的暴力、精神的暴力又はセクシュアルハラスメントにより、職員の心身に危害が生じ、又は生ずるおそれのある場合であって、その危害の発生又は再発生を防止することが著しく困難である等により、利用者に対して介護サービスを提供することが著しく困難になったとき。

一、 消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

（1）防火管理者には、併設施設も合わせた選任者とする。

（2）火元責任者には、事業所職員を充てる（信末 愛）

（3）非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。

（4）非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。

（5）火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。

（6）防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。

①防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年 2 回以上

②非常災害用設備の使用法の徹底………随時

その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

一、当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

（1）虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

（2）虐待防止のための指針を整備する。

- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

施設は、サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたものと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するとする。

(福岡県社会福祉協議会 介護サービス情報センター)
ホームページアドレス <http://www.fsw.or.jp>

令和 年 月 日

(事業者) 福岡県宮若市宮田 4795
けいあいクリニック デイ・ケア
管理者 谷口直之

(ご利用者)

おなまえ: _____ 印

(ご家族等)

おなまえ: _____ 印 (続柄 _____)